

申込書類の記入方法

第1 申込みにあたっての注意

1 申込みの制限

(1) 地方自治法施行令第167条の4に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

地方自治法施行令第167条の4(要約)

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (6) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 次に該当する方は登録申請できません。

- ① 参加者若しくは参加者の役員等が暴力団関係者であるとき、又は暴力団関係者が参加者の経営に実質的に関与しているとき。
- ② 参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
- ③ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ④ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑤ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(3) 申請日時点で確定している決算がない法人及び申請日の属する年の1月1日以降に創業した個人は、申請することができません。

2 申請に必要な条件

(1) 申請日時点での許可及び登録

① 建設業許可

設計、測量、地質調査以外の業種に申請する場合は、建設業の許可が必要です。

代理人を置く場合は、西多摩衛生組合と契約する代理人が所属する営業所において、それぞれの業種の許可が必要です。

② 建築士事務所の登録

建築設計の業種に申請する場合は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規程に基づく建築士事務所の登録が必要です。

代理人を置く場合は、西多摩衛生組合と契約する代理人が所属する営業所において、登録が必要です。

③ 測量業者の登録

測量の業種を申請する場合は、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規程に基づく測量業者の登録が必要です。

- (2) 組合と契約する営業所が「申込業種及び内容説明一覧表」(15頁の別表 2)の「許可を受けなければならない建設業の種類(略号)」及び「経審をうけなければならない建設業の種類(略号)」に該当していることが条件となります。

3 申込書類の作成について

- (1) 金額は、原則として、「千円未満切り捨て」で記入してください。
- (2) 申請データは、審査対象営業年度の決算に基づいて作成してください。その他、特に指示のないものについては、申請日時点の事実に基づいて作成してください。(申請日時点で確定している最新の決算年度をもって審査対象営業年度とします。)
- (3) 登記簿謄本及び印鑑証明書は、3ヶ月以内に発行された正本とします。
- (4) **申込書類に虚偽の記載等をした場合は、入札参加資格を取り消すことがあります。**

4 申込書類の提出方法について

(1) 申込書類(14頁「申込書類一覧」を参照)の提出は、郵送による受付となります。

(2) 申込書類一式は、定形外封筒(角2封筒)に入れて送付してください。

なお、申込に係る郵送事故については、責任を負いかねますので、「配達記録」が残る簡易書留などのご利用をおすすめいたします。

提出書類は、クリアファイル(A4透明で書類を挟むタイプ)に入れて提出願います。

(3) 申込書類を送付する際に、書類審査後、当組合から受付票を返送する返信用封筒(A4版の用紙が入る大きさ)を同封してください。この返信用封筒には、貴社の返送先を明記し、**返信用切手 490円分【簡易書留分 350円 + 定形外封筒分(角2封筒) 140円】**を貼付してください。

この受付票の返送は、確実に申込者に返送されることを目的として、簡易書留といたします。

※ 注意:返信用封筒は、宅配便扱いでなく郵便切手をお願いします。

(4) 申込者に代わって行政書士が審査申込みを行うときは、依頼主からの**委任状を必ず提出してください**。委任状の様式は自由とします。ただし、用紙はA4縦版を使用してください。

5 その他

(1) **書類審査終了後、令和7年3月3日以降に受付票を返送します。**

※ 受付票に押印される日付については、審査が完了した日となります。

(2) 競争入札参加資格の有効期限

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(3) 競争入札参加有資格者となっても、必ずしも指名を受けられるとは限りません。

第2 申込書等記入の仕方

1 申込書

- (1) 申込業種 申込みする業種番号を○で囲んで下さい。
- (2) 受付番号 **空欄のまま記入しないでください。**

2 使用印鑑届

- (1) 必要な申込者 契約等に実印以外の印鑑を使用する方

3 委任状

- (1) 必要な申込者 契約等を代理人に委任する方(2人以上の代理人を置く場合は、各人に委任状と受付票が必要です。)
- (2) 代理人とは、代表者から委任を受けて「入札、契約等の法行為を自己の名と責任において行う者」をいいます。単に入札書の提出や契約書の受渡しをする営業担当者等は代理人ではありません。
- (3) 委任できる事項は、以下に掲げる項目です。
 - ① 見積り及び入札について。
 - ② 契約に関すること。
 - ③ 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について。
 - ④ 支払金の請求及び領収について。
 - ⑤ 支払期のきた利札の請求及び領収について。
- (4) 代理人印は、印影により代理人を特定できる印鑑を使用して下さい。

※ **委任期間は、競争入札参加資格の有効期限と同様に令和7年4月1日から令和12年3月31日までとなります。**

4 基本カードその1、その2

※ **基準日**とは、競争入札参加資格の申請を行うにあたり、基準とする日です。
令和7・8・9・10・11年度建設工事等競争入札参加資格にあたっては、次の日を基準日とします。(個人営業の方は、原則として**令和5年12月31日**が基準日となります。)

- (1) 経審を必要とする業種の申請の場合
申請時において有効な経審の審査基準日(複数ある場合は審査基準日が直近のもの)
- (2) 経審を必要としない業種のみ申請の場合
申請時直近の決算日(決算処理が完了している日付のもの)

※ 契約する営業所 ・代表者が直接契約する場合→本店(主たる営業所)
・代理人が直接契約する場合→代理人の所属する営業所

番号	項目	説明
(1)	受付番号	空欄のまま記入しないでください。
(2)	建設業許可番号	基準日現在、契約する営業所(支店等の場合は当該支店が有するもの)で取得している許可番号を記入してください。 道府県知事許可番号については大臣知事コードの番号も記入してください。
(3)	経審申請	申請の有無を記入(選択)してください。(建設業者は必須要件です。)
(4)	商号又は名称	法人の組織名を略記〔株、有等〕し、名称を記入してください。
	営業所(支店)の名称	〇〇支店、〇〇営業所などを記入してください。(代理人を置く場合に記入してください。)
	所在地	郵便番号は、7桁の番号を記入してください。 都道府県名から省略せずに記入してください。 「〇丁目」の〇は漢数字で記入してください。 「□番地」「□番」「□号」は算用数字で記入してください。 ビル名等は必要に応じ記入してください。(例)二丁目8番1号
	電話番号・FAX番号	市外局番から全て記入してください。
	登記上所在市区町村名	所在地が登記上の所在地と異なる場合、登記上の所在市区町村名を記入してください。
(5)	代表者	代表者氏名及び役職を記入してください。
(6)	代理人	代表者に代わり、代理人を置いた場合のみ記入してください。 この場合、代理人の所属する営業所等は、許可、登録を取得していなければなりません。 役職名は、取締役東京支店長、専務取締役〇〇事業本部長などと記入してください。
(7)	担当者	営業担当者(連絡窓口になる者)の所属と氏名を記入してください。
(8)	資本金	申込日現在の払込資本金を記入してください。登記簿上の資本金の金額です。 (千円単位、端数切り捨て)
(9)	外国資本	(7)の資本金に、外国資本が含まれている場合に記入してください。 記入する額は、基準日現在での外国資本の金額を日本円に換算してください。 レートは基準日現在です。(千円単位、端数切り捨て)
(10)	自己資本	財務諸表により算出した金額を記入してください。(基準日現在) (千円単位、端数切り捨て)

番号	項目	説明
(11)	基準日1年の 総売上高	<p>会社全体の総売上高(兼業事業を含む)を記入してください。</p> <p>経審を必要とする業種に申請する方は、経営規模等評価結果通知書の売上高の欄となります。</p> <p>経審が不要な業種にのみ申請する方は、財務諸表より算出してください。</p> <p>※ 審査対象営業年度が1年に満たない場合は、下記の計算式を参照してください。</p> <p>総売上高＝前審査対象営業年度の完成工事高÷12箇月×(12箇月－審査対象営業年度の月数) ＋審査対象営業年度の完成工事高</p>
(12)	法人税 (所得税)	<p>基準日以前1年間の営業年度の法人税(個人は、令和5年1月～12月の所得税)の納付済額を記入してください。</p> <p>⇒納税証明(その1)の写しを提出してください。(3か月以内のもの)</p> <p>(千円単位、端数切り捨て)</p>
(13)	法人(個人)事業税	<p>基準日以前1年間の営業年度の事業税(個人は、令和5年1月～12月の事業税)の納付済額を記入してください。</p> <p>⇒納税証明(事業税)の写しを提出してください。(3か月以内のもの)</p> <p>事業税は契約する営業所が所在する都道府県での納付額です。</p> <p>(千円単位、端数切り捨て)</p>
(14)	消費税及び 地方消費税	<p>申込日現在での完納・未納を記入してください。</p> <p>⇒納税証明(その3の3)の写しを提出してください。(3か月以内のもの)</p> <p>【個人の場合は、納税証明(その3の2)の写しを提出してください。】</p>
(15)	営業年数	<p>基準日現在での営業年数(端数切り捨て)を記入してください。</p> <p>登記簿の設立年月日を参照してください。但し建設業については、建設業許可を取得した時点からとなります。</p>
(16)	職員数	<p>◇ 総職員</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社全体(兼業職員も含む)の職員数を記入してください。 ※職員とは、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者をいいます。臨時職員は含まれません。 <p>◇ 建設業又は委託業務に従事する職員のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> 「60歳以上」 建設業または委託業務に従事する技術職員及び兼業職員のうち60歳以上の職員数を記入してください。 「身体障害者」 建設業または委託業務に従事する技術職員及び兼業職員のうち身体障害者の職員数を記入してください。 <p>※ 「身体障害者数」は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害者の雇用率を算出する基礎となる障害者数です。具体的には、障害者のうち、重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人に換算して計算してください。また、短時間労働者は従業員総数には含まれませんが、重度身体障害者、重度知的障害者については、それぞれ1人の障害者としてカウントすることができます。</p> <p>◇ 事務職員数</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業又は委託業務に従事する技術職員及び兼業職員の数を、総職員数から差し引いた残りの職員数を記入してください。 <p>◇ 委託業務従事者</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計・測量・地質調査に申請する方で「実人員」を記入後、会社全体の委託業務に従事する技術職員数を「建築設計、土木設計、設備設計、測量、地質調査」のそれぞれに記入してください。

番号	項目	説明														
(17)	監理技術者	指定建設業種＝舗装、土木、建築、電気、管工事、鋼構造物、造園の7業種で、監理技術者資格者証を有する職員数を記入してください。 実人員は、内訳と必ずしも一致しません。														
(18)	I S O 関 連	下記の条件に合致するISO等の認証を取得している場合は、該当する番号に○を付け、初回登録日と最新更新日を記入してください。 申込日現在、契約する営業所(支店等の場合は当該支店が有するもの)で認証取得しているものが対象となります。当該規格の「登録証及び付属書」の写しを提出してください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象規格</th> <th>審査登録機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ISO9000シリーズ</td> <td>ISO9001</td> <td>(公財)日本適合性認定協会(JAB)、又はJABと相互認証している認定機関に認定された審査登録機関</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">環境マネジメントシステム (ISO14001等)</td> <td>ISO14001</td> <td rowspan="2">(一財)持続性推進機構</td> </tr> <tr> <td>エコアクション21</td> </tr> <tr> <td>エコステージ(ステージ2以上の認証)</td> <td>(一社)エコステージ協会第三者評価委員会</td> </tr> <tr> <td>KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2以上の認証)</td> <td>(特非)KES環境機構又は(特非)KESと相互認証している審査登録期間</td> </tr> </tbody> </table>	対象規格		審査登録機関	ISO9000シリーズ	ISO9001	(公財)日本適合性認定協会(JAB)、又はJABと相互認証している認定機関に認定された審査登録機関	環境マネジメントシステム (ISO14001等)	ISO14001	(一財)持続性推進機構	エコアクション21	エコステージ(ステージ2以上の認証)	(一社)エコステージ協会第三者評価委員会	KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2以上の認証)	(特非)KES環境機構又は(特非)KESと相互認証している審査登録期間
対象規格		審査登録機関														
ISO9000シリーズ	ISO9001	(公財)日本適合性認定協会(JAB)、又はJABと相互認証している認定機関に認定された審査登録機関														
環境マネジメントシステム (ISO14001等)	ISO14001	(一財)持続性推進機構														
	エコアクション21															
	エコステージ(ステージ2以上の認証)	(一社)エコステージ協会第三者評価委員会														
	KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2以上の認証)	(特非)KES環境機構又は(特非)KESと相互認証している審査登録期間														
(19)	石綿作業主任者(特定化学物質等作業主任者)及び特別管理産業廃棄物管理責任者の雇用(業種31)	雇用の有無を記入(選択)してください。 技能講習修了証・講習会修了証の写しを提出してください。														
(20)	建築士事務所登録 測量業者登録 建設コンサルタント 地質調査業者登録	建築士事務所登録証明書の内容を記入し、証明書の写しを提出してください 測量業者登録証明書の内容を記入し、証明書の写しを提出してください 建設コンサルタント現況報告書の内容を記入してください 地質調査業者現況報告書の内容を記入してください														
(21)	指定工事業者等	都又は、都の市町村の指定を受けているときは、自治体名、番号を記入し、指定給水装置 工事業者証又は指定上下水道工事店証の写しを提出してください。														
(22)	雇用保険の加入	加入の有無等を記入(選択)してください。														
(23)	健康保険及び厚生年金保険の加入	加入の有無等を記入(選択)してください。														
(24)	建設業退職金共済制度の加入	加入の有無を記入(選択)してください。														
(25)	退職一時金の導入	導入の有無を記入(選択)してください。														
(26)	企業年金制度の導入	導入の有無を記入(選択)してください。														
(27)	法定外労働災害補償制度の加入	加入の有無を記入(選択)してください。														
(28)	防災協定締結	国、特殊法人等又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合の有無を記入(選択)してください。														
(29)	営業停止処分	建設業法、建築士法、測量業法等による営業停止処分を受けたことがある場合の有無を記入(選択)してください。														
(30)	指示処分	建設業法、建築士法、測量業法等による指示処分を受けたことがある場合の有無を記入(選択)してください。														
(31)	関係する会社	関係する会社を記入してください。(%)欄には、資本の出資比率を記入してください。														

5 業態カードその1、その2

(1) カードの記入方法

①から⑤まで番号順に説明します。

(注意) 代表者が直接契約する場合は、本店(主たる営業所)が、代理人が契約する場合は、代理人が所属する営業所が契約する営業所となります。なお、契約する営業所の要件として、次の許可又は登録が必要です。

建設業……………建設業許可(15頁別表1参照)

建築設計……………建築士事務所登録

測 量……………測量業者登録

① 申込業種ごとに、基準日の直前1年の工事(業務)高(消費税抜き)を記入してください。
また、申込業種のうち、**工事(業務)高がないものについては「0」を記入してください。**

[注意] ア **業種番号欄と申込業種名欄**が空白になっていますから、
下記の記入例に従って、間違いのないように記入してください。

(記入例)

業種番号01～79(46を除く)の場合 ………………>

業種番号46(01)～46(13)の場合 } ………………>
業種番号99(07・08・23)の場合 }

業 種 番 号	申込業種名
0 1	道路舗装工事
4 6 (0 1)	ごみ処理施設 設計・施工

イ 決算期を変更したことにより、直前1年の月数が不足する場合は、直前2年の工事(業務)高を12で除して得た数値に不足する月数分を乗じて得た数値を直前1年の工事(業務)高に加えた数値を記入してください。(なお、この場合は財務諸表については2期分必要となります。)

② 総完成工事高(総完成高)(消費税抜き)のうち、組合と契約する営業所(本店又は支店等)における件数及び完成工事高(完成高)(消費税抜き)を記入してください。

③ 総完成工事高(総完成高)(消費税抜き)のうち、都区市町村と契約した案件における件数及び完成工事高(完成高)(消費税抜き)を記入して下さい。

④ ごみ処理施設設備工事[46(01～13)]に関連する工事経歴を、申込業種ごとに都区市町村、他官公庁及び民間に区別し記入して下さい。

なお、工事経歴については、過去5年間(令和2年4月1日から令和7年3月31日)の最高完成工事経歴で、「P16からP21の別表2の内容及び工事例」を参考に記入してください。

⑤ 上記の④で記載した工事経歴以外を、申込業種ごとに都区市町村、他官公庁及び民間に区別し記入して下さい。

なお、工事経歴については、過去5年間(令和2年4月1日から令和7年3月31日)の最高完成工事経歴で、「P15からP20の別表2の内容及び工事例」を参考に記入してください。

(注意) 最高完成工事経歴の取扱いについて

審査基準日前5年以内の最高完成工事経歴については、格付の基礎となる数値のため、できる限り記入してください。

ア 記入上の注意

件名	工事(業務)の件名及び施行場所の都道府県名を記入してください	
発注者	都 区 市 町 村	「都区市町村」には、P11《表1》東京都 又は、《表1の2》 都内の区市町村、一部事務組合に含まれるものを記入してください。
	他 官 公 庁	国の省庁、上記「都区市町村」以外の自治体を記入してください。なお、印紙税法別表第二に記載のある非課税法人等(P12「《表2》 公社・公団等のうち印紙税法別表第二に記載のある非課税法人等一覧表」参照)も含めます。
	民 間	「都区市町村」及び「他官公庁」以外のものを記入してください。発注者が官公庁であっても、下請負の場合は、民間の経歴となります(その場合、元請負企業名を記入すること。)同様に、組合員として施工した工事は民間の実績として扱います。
施行時期	着工(手)年月日	工事(業務)を着工(手)した年月日を記入してください。
	完 成 年 月 日	工事(業務)を完成した(完成予定)年月日(完成予定の場合は契約書に記載してあること)を記入してください。ただし、完成予定が令和7年4月1日以降のものは記入できません。

工 事 (業務) 完 成 時 期	過 去 5 年 間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
	請 負 金 額	工事(業務)1件の請負金額(受託額)(消費税込み)を記入してください。契約変更により請負金額(受託額)(消費税込み)に増減額がある場合は、変更後の金額を記入してください。ただし、第1期工事(業務)と第2期工事(業務)の場合や、本工事(業務)と追加工事(業務)の場合は、合わせて1件の工事(業務)としては認めません。また、一括下請負工事(業務)は認めません。なお、単価契約の場合は、一回の最高請負金額です。

イ 契約実績の金額について

- (ア) 共同企業体の構成員として受注した場合は、出資比率による金額です。
- (イ) 起工者が官公庁であっても、下請負の場合は、民間の経歴になります。
- (ウ) 設計業務(建築、土木、設備)の実績金額は、監理業務相当額は除きます。

6 **建設業の許可及び経審の種類**

P15からP20の別表2記載の許可・経審を受けなければならない建設業の種類(略号)については、いずれか1種類の許可及び経審を受ければよいことになります。また、経審の工事種類別完成工事高については、土、と、ほ、水を土木一式として一括申請できます。

《表1》東京都

知事部局	<p>政策企画局(知事本局)、子供政策連携室、総務局、(東京オリンピック・パラリンピック招致本部)、財務局、主税局 スタートアップ・国際金融都市戦略室、生活文化スポーツ局(生活文化局)、(オリンピック・パラリンピック準備局) (スポーツ振興局)、都市整備局(都市計画局・住宅局)、住宅政策本部、環境局、福祉局、保健医療局(保健福祉局) (病院経営本部)、産業労働局(労働経済局)、都民安全推進本部(青少年・治安対策本部)、中央卸売市場 建設局(多摩都市整備本部)、港湾局、会計管理局(出納長室)、(新銀行設立本部)、デジタルサービス局 東京消防庁及びそれぞれの事業所・出先機関</p> <p>※ ()内は現在、存在しない組織です。</p>
行政委員会等	<p>教育庁、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、収用委員会 事務局、議会局、警視庁及びそれぞれの事業所・出先機関</p>
公営企業局	<p>交通局、水道局、下水道局及びそれぞれの事業所・出先機関</p>
公社・財団 法人等	<p>(公財)東京都人権啓発センター、(公財)東京都教育支援機構、【(公財)東京学校支援機構】、(公財)東京都つながり創生 財団、(公財)東京都島しょ振興公社、(公財)東京税務協会、(公財)東京都歴史文化財団、(公財)東京都交響楽団、 【(財)東京都新都市建設公社】、(公財)東京都都市づくり公社、東京都住宅供給公社、(公財)東京都環境公社、【(財) 東京都環境整備公社】、(公財)東京都福祉保健財団、【(財)東京都高齢者研究・福祉振興財団】、(公財)東京都医学 総合研究所、【(財)東京都医学研究機構】、【(公財)城北労働・福祉センター】、(社福)東京都社会福祉事業団、【(公財) 東京都保健医療公社】、(公財)東京都中小企業振興公社、(公財)東京しごと財団、(公財)東京都農林水産振興財団、 (公財)東京観光財団、(公財)東京動物園協会、(公財)東京都公園協会、(公財)東京都道路整備保全公社、【東京都道 路公社】、(公財)東京都スポーツ文化事業団、(一財)東京マラソン財団、(公財)東京防災救急協会、【(財)東京都防災 指導協会】、【(財)東京救急協会】、【(財)東京港埠頭公社】、【(財)東京都生涯学習文化財団】等の東京都監理団体(た だし、株式会社を除く)、(一財)GovTech東京、東京都公立大学法人、【公立大学法人首都大学東京】、地方独立行政 法人東京都立産業技術研究センター、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター、地方独立行政法人東京都立病 院機構、東京都職員共済組合事務局、(一財)東京都人材支援事業団、【(財)東京都福利厚生事業団】</p> <p>※【】は現在、存在しない組織です。</p>

《表1の2》都内の区市町村、一部事務組合

区	<p>千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、 世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、 江戸川区</p>
市	<p>八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、 小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、 武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市</p>
町・村	<p>瑞穂町、日の出町、桧原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村 八丈町、青ヶ島村、小笠原村</p>
一部事務組合	<p>特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、東京二十三区清掃一部事務組合、湖南衛生組合、 (秋川衛生組合)、ふじみ衛生組合、柳家園組合、多摩川衛生組合、(二枚橋衛生組合)、西多摩衛生 組合、小平・村山・大和衛生組合、西秋川衛生組合、多摩ニュータウン環境組合、阿伎留病院企業団、 昭和病院企業団、福生病院企業団、青梅、羽村地区工業用水道企業団、東京都市町村議会議員公務 災害補償等組合、東京都市町村職員退職手当組合、東京都島嶼町村一部事務組合、臨海部広域斎 場組合、瑞穂斎場組合、南多摩斎場組合、立川・昭島・国立聖苑組合、秋川流域斎場組合、羽村・瑞 穂地区学校給食組合、東京市町村総合事務組合、東京都十一市競輪事業組合、東京都六市競艇事 業組合、東京都四市競艇事業組合、(東京都市収益事業組合)、東京都三市収益事業組合、東京たま 広域資源循環組合、多摩六都科学館組合、稲城・府中墓苑組合、東京都後期高齢者医療広域連合、 浅川清流環境組合</p> <p>※()内は、統廃合された組織です。</p>

他官公庁

国の省庁、道府県、都外の市町村、一部事務組合等の自治体。
 なお、国及び各自治体以外に他官公庁として印紙税法別表第二に記載のある非課税法人等(下記、
 「公社・公団等のうち印紙税法別表第二に記載のある非課税法人等一覧表」参照)を含みます。

《表2》 公社・公団等のうち印紙税法別表第二に記載のある非課税法人等一覧表

他 官 公 庁

沖縄振興開発金融公庫 株式会社国際協力銀行 株式会社日本政策金融公庫 株式会社日本貿易保険 漁業信用基金協会 軽自動車検査協会 広域臨海環境整備センター 港務局 国立大学法人 市街地再開発組合 自動車安全運転センター 住宅街区整備組合 消防団員等公務災害補償等共済基金 信用保証協会 大学共同利用機関法人 地方公共団体金融機構 地方公共団体情報システム機構 地方公務員災害補償基金 地方住宅供給公社 地方共同機構 地方道路公社 地方独立行政法人 中小企業団体中央会 独立行政法人(※) 独立行政法人農林漁業信用基金 土地開発公社 土地改良区 土地改良区連合 土地改良事業団体連合会 土地区画整理組合 日本勤労者住宅協会 日本下水道事業団 日本司法支援センター 日本赤十字社 日本中央競馬会	日本年金機構 農業信用基金協会 防災街区整備事業組合 放送大学学園 (奄美群島振興開発基金) (運輸施設整備事業団) (海外経済協力基金) (簡易保険福祉事業団) (環境衛生金融公庫) (環境事業団) (金属鉱業事業団) (空港周辺整備機構) (公営企業金融公庫) (国際観光振興会) (国際協力銀行) (国際協力事業団) (国民生活金融公庫) (国民生活センター) (国立教育会館) (雇用・能力開発機構) (社会福祉・医療事業団) (住宅・都市整備公団) (住宅金融公庫) (首都高速道路公団) (心身障害者福祉協会) (新東京国際空港公団) (森林開発公団) (石油公団) (繊維産業構造改善事業協会) (船舶整備公団) (全国農業会議所) (地域振興整備公団) (地方公営企業等金融機構) (中小企業金融公庫) (中小企業総合事業団)	(帝都高速度交通営団) (鉄道整備基金) (都市基盤整備公団) (都道府県農業会議) (日本開発銀行) (日本学術振興会) (日本芸術文化振興会) (日本私学振興財団) (日本政策投資銀行) (日本国有鉄道清算事業団) (日本体育・学校健康センター) (日本鉄道建設公団) (日本道路公団) (日本万国博覧会記念協会) (日本貿易振興会) (日本郵政公社) (日本労働研究機構) (年金資金運用基金) (農業共済基金) (農業協同組合中央会) (農用地整備公団) (農林漁業金融公庫) (農林漁業信用基金) (阪神高速道路公団) (平和祈念事業特別基金) (北海道東北開発公庫) (北方領土問題対策協会) (本州四国連絡橋公団) (水資源開発公団) (緑資源公団) (労働福祉事業団)
--	---	--

※ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)及び同法第1条第1項(目的等)に規定する個別法に基づくもので、その資本の金額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものうち、財務大臣が指定をしたものに限り、

※ 実績として申請できる期間を過去5年間としている関係で、上記の表には、現在は廃止されている公団等も含まれています。受注当時の組織形態が上記表に該当すれば申請できます。

7 受付票

受付票は、申込受付以降は、「競争入札参加有資格者」としての「**資格証明書**」となるものです。
そのため、作成に当たっては特に注意してください。

1	受 付 番 号	空欄のまま記入しないでください。
2	各欄の「(変更後)」の欄	記入しないでください。 (申込終了後に、記載事項等に変更があった場合に記入するため)
3	申 込 業 種 番 号	申込みする業種番号を○で囲んで下さい。 ごみ処理施設設備工事[46(01~13)]及びその他工事[16~79]、特殊工事 [99(07・08・23)]に申し込む場合は、カッコ内に申込業種番号を記入して下 さい。
4	本 店 欄 の 記 入	本店所在地、商号又は名称、代表者役職・氏名欄は、最初の行に記入してください。 また、登記上の所在地については、本店と異なる場合のみ記入してください。
5	代 理 人 欄 の 記 入	代理人を設けている場合のみ記入して下さい。 代理人所在地、代理人の所在する支店名等、代理人役職・氏名欄の最初の行 に記入して下さい
6	印 鑑	印鑑は、申込印の欄に鮮明に押してください。
	実 印	申込書の「実印」と一致します。
	使 用 印 鑑	「使用印鑑届」と一致します。
	代 理 人 印	「委任状の受任者使用印鑑(代理人印)」と一致します。
		<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>印影は鮮明に</p> <p>鮮明でない場合は受理できません。十分注意してください。</p> </div>
7	変 更 確 認 印 欄	記入しないでください。(変更届を受理した際に、担当者が確認印を押す欄)

申 込 書 類 一 覧

●印は、様式指定用紙。

そのうち、☆印は、申込みに必ず必要な用紙、△印は、申し込む(登録)内容により必要となる用紙。

書 類 名	注 意 事 項 等	提 出 部 数					
☆●①申 込 書		1 部					
☆● ② 受 付 票	令和7・8・9・10・11年度受付票(両面コピーが必要)	1 部					
☆● ③ 基本カード (その1・その2)	両面コピーをして1枚として提出して下さい。	1 部					
☆● ④ 業 態 カード (その1・その2)	2枚組なので2枚すべて提出して下さい。	1 部					
⑤ 登 記 簿 謄 本	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%; border: none;"> { <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">法人は法務局長等の発行する商業登記簿謄本</td> <td style="width: 50%; border: none;">}</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">個人で商号を用いる場合は商号登記簿謄本</td> <td style="width: 50%; border: none;">}</td> </tr> </table> の[正本]が必要 </td> <td style="width: 40%; border: none; vertical-align: middle;">1 部</td> </tr> </table>	{ <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">法人は法務局長等の発行する商業登記簿謄本</td> <td style="width: 50%; border: none;">}</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">個人で商号を用いる場合は商号登記簿謄本</td> <td style="width: 50%; border: none;">}</td> </tr> </table> の[正本]が必要	法人は法務局長等の発行する商業登記簿謄本	}	個人で商号を用いる場合は商号登記簿謄本	}	1 部
{ <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">法人は法務局長等の発行する商業登記簿謄本</td> <td style="width: 50%; border: none;">}</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">個人で商号を用いる場合は商号登記簿謄本</td> <td style="width: 50%; border: none;">}</td> </tr> </table> の[正本]が必要	法人は法務局長等の発行する商業登記簿謄本	}	個人で商号を用いる場合は商号登記簿謄本	}	1 部		
法人は法務局長等の発行する商業登記簿謄本	}						
個人で商号を用いる場合は商号登記簿謄本	}						
⑥ 印 鑑 証 明 書	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%; border: none;"> { <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">法人は法務局長等の発行する印鑑証明書</td> <td style="width: 50%; border: none;">}</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">個人で商号を用いる場合は印鑑証明書</td> <td style="width: 50%; border: none;">}</td> </tr> </table> の[正本]が必要 </td> <td style="width: 40%; border: none; vertical-align: middle;">1 部</td> </tr> </table> <p>登記簿謄本及び印鑑証明書は、提出日直前3ヶ月以内に発行されたものに限りま。</p>	{ <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">法人は法務局長等の発行する印鑑証明書</td> <td style="width: 50%; border: none;">}</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">個人で商号を用いる場合は印鑑証明書</td> <td style="width: 50%; border: none;">}</td> </tr> </table> の[正本]が必要	法人は法務局長等の発行する印鑑証明書	}	個人で商号を用いる場合は印鑑証明書	}	1 部
{ <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">法人は法務局長等の発行する印鑑証明書</td> <td style="width: 50%; border: none;">}</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">個人で商号を用いる場合は印鑑証明書</td> <td style="width: 50%; border: none;">}</td> </tr> </table> の[正本]が必要	法人は法務局長等の発行する印鑑証明書	}	個人で商号を用いる場合は印鑑証明書	}	1 部		
法人は法務局長等の発行する印鑑証明書	}						
個人で商号を用いる場合は印鑑証明書	}						
△● ⑦ 使 用 印 鑑 届	実印以外の印鑑を使用する場合にのみ必要。 (使用印鑑は代表者を特定できるものに限りま。会社印・社判は不可。)	1 部					
△● ⑧ 委 任 状	代理人に委任する場合にのみ必要。 (代理人印鑑は、代理人を特定できるものに限りま。)	1 部					
⑨ 財 務 諸 表	<p>審査対象営業年度の決算におけるもの。(申請日時時点で確定している最新の決算年度をもって審査対象営業年度とします。)</p> 法人:貸借対照表・損益計算書・剰余金処分計算書 個人:貸借対照表・損益計算書	1 部					
⑩ 納 税 証 明 書 (写 し)	消費税以外の納税証明書は、 審査対象営業年度 のものが必要。 (注:納付額が0円であっても納税証明書が必要。 法人: ◇法人事業税【組合と直接契約する営業所が所在する都道府県の事業税】 ◇法人税(国税(その1)) ◇納税証明書(その3の3) <「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用> 個人: ◇個人事業税 ◇所得税(国税(その1)) ◇納税証明書(その3の2) <「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用>	各 1 部					
⑪ ISO 関 連 の 登 録 証 及 び 付 属 書 (写 し)	申込日現在、契約する営業所(支店等の場合は当該支店が有するもの)で認証 取得しているものが対象となります。 当該規格の「登録証及び付属書」の写しを添付してください。	1 部					
⑫ 申 込 業 種 に よ り 必 要 な 証 明 書 等 (写 し)	建設業許可証明書(写し) ※申請中の場合については、建設業許可申請書及び別表(受付印のあるもの) の写しを提出してください。 建築士事務所、測量業者登録証明書(写し) 指定上下水道工事店証又は指定給水装置工事事業者証(写し)	1 部					

書類名		注意事項等	提出部数
提出書類	⑬経営事項審査結果通知書（写し）	申請時において有効な経審が必要です。 ※申請中の場合については、経営事項審査申請書の写しを提出してください。	1部
	⑭石綿作業主任者（特定化学物質等作業主任者）技能講習修了証〔石綿処理〕	技能講習修了証の写しを提出してください。	1部
	⑮特別管理産業廃棄物管理責任者講習会修了証〔石綿処理〕	講習会修了証の写しを提出してください。	1部
	⑯代行申請による行政書士への委任状	行政書士が審査申請を行う時は委任状を提出して下さい。 日本産業規格A4版 で様式は問いません。	1部
	⑰契約書等（写し） (注) 複数年契約の場合は、12ヶ月相当の金額を報告する。	業態カード(その2)に記入している工事経歴については、契約書又はそれにかわるもの(CORINSの「竣工時登録工事カルテ受領書」、TECRISの「完了登録業務カルテ受領書」等)の写しを提出してください。 (件名、契約金額、履行期限、契約年月日、発注者、請負者が記載されているもの) 確認した契約実績は、審査項目数値として使用します。また、指名の際に確認契約実績として扱います。	それぞれ 1部
	⑱返信用封筒	申込書類を送付する際に、書類審査後、当組合から受付票を返送する返信用封筒(A4版の用紙が入る大きさ)を同封してください。この返信用封筒には、貴社の返送先を明記し、 返信用切手 490円分【簡易書留分 350円 + 定形外封筒分(角2封筒) 140円】 を貼付してください。この受付票の返送は、確実に申込者に返送されることを目的として、 簡易書留 といたします。 ※ 注意:返信用封筒は、宅配便扱いでなく郵便切手をお願いします。	1通

建設業の種類及び略号

別表 1

建設業の種類	略号	建設業の種類	略号	建設業の種類	略号	建設業の種類	略号
土木工事業	土	電気工事業	電	板金工事業	板	電気通信工事業	通
建築工事業	建	管工事業	管	ガラス工事業	ガ	造園工事業	園
大工工事業	大	タイル・れんが ブロック工事業	タ	塗装工事業	塗	さく井工事業	井
左官工事業	左	鋼構造物工事業	鋼	防水工事業	防	建具工事業	具
とび・土工工事業	と	鉄筋工事業	筋	内装仕上工事業	内	水道施設工事業	水
石工事業	石	ほ装工事業	ほ	機械器具設置工事業	機	消防施設工事業	消
屋根工事業	屋	しゅんせつ工事業	しゅ	熱絶縁工事業	絶	清掃施設工事業	清
解体工事業	解						

- 15 -

申込業種及び内容説明一覧表

(注) 許可及び経審を受けなければならない建設業の種類(略号)欄に2以上の種類が示されている場合はいずれか1種類の許可及び経審を受けていなければなりません。

別表 2

区分	業種番号	申込業種	同時に申込 ができない 業種の番号	内 容	工 事 例	許可を受けな ければならな い建設業 の種類(略号)	経審を受けな ければならな い建設業 の種類(略号)	備 考
土木・ 建築 工事	01	道路舗装工事	11.12.13. 14.15	道路等の地盤面を舗装する 工事、駐車場拡幅工事関連	構内道路舗装工事	ほ	土 ほ	
	04	水道施設工事	11.12.13. 14.15	取水、浄水等の施設を築造す る工事及び配水管等を敷設す る工事	導水路工事、浄水場築造工事、導水管・配水 管布設工事	水	土 水	
	05	下水道施設工事	11.12.13 14.15	下水道管渠(汚水管のほか雨 水管を含む)を敷設する工事 及び、下水処理場・ポンプ所 等について行う土木工事	幹線工事、枝線工事、処理場建設工事、ポン プ所建設工事	土 水	土 ほ 水	

区分	業種番号	申 込 業 種	同時に申込 ができない 業種の番号	内 容	工 事 例	許可を受けなければならぬ建設 業の種類(略号)	経審を受けなければならぬ建設業 の種類(略号)	備 考
土 木 ・ 建 築 工 事	06	一 般 土 木 工 事	11.12.13. 14.15	他の業種(01～35)に該当しない土木工事、災害時関連工事	溝渠工事、造成工事、林道工事、擁壁工事、マンホールトイレ設置工事	土 と	土 と ほ 水	
	07	建 築 工 事	08.09.10.11. 12.13.14.15. 21.25	建築物を建設又は補修する工事、温浴施設の浴室等改修工事	還元施設増設工事、耐震改修等工事、管理棟及び工場棟建築設備工事、サウナ室改修工事	建	建	
設 備 工 事	08	電 気 工 事	07.11.12. 13.14.15.	屋内電気、受変電、送配電設備等の電気工作物を設置する工事	非常用街路灯改修工事、照明器具交換工事、防犯カメラ設置工事、	電	電	
	09	給排水衛生工事	07.11.12. 13.14.15.	給水、排水衛生、ガス等のための施設を設置する工事	給湯設備工事、給(排)水管取替工事、衛生器具取替工事	管	管	
	10	空 調 工 事	07.11.12. 13.14.15.	冷暖房、空気調和のための施設を設置する工事、温浴施設の機械室等改修関連	冷暖房設備工事、空気調和設備工事	管	管 機	
設 計 ・ 測 量 ・ 地 質 調 査	11	建 築 設 計	01.04 05.06.07.08. 09.10	建築物の設計、監理及び耐震診断調査	庁舎設計、温浴施設設計	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録		
	12	土 木 設 計	01.04. 05.06.07.08. 09.10	土木工作物の設計及び監理	道路設計、上下水道設計			
	13	設 備 設 計	01.04. 05.06.07.08. 09.10	電気、給水衛生、空調設備等の設計及び監理	電気設備設計、機械設備設計			
	14	測 量	01.04. 05.06.07.08. 09.10	土地等の測量及び地図の調製	地上測量、深浅測量	測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定に基づく測量業者の登録		
	15	地 質 調 査	01.04. 05.06.07.08. 09.10.	土地の土質及び地質等の調査	物理探求、ボーリング探査、電波探査、磁気探査			

区分	業種番号	申込業種	内容	工事例	許可を受けなければならない建設業の種類(略号)	経審を受けなければならない建設業の種類(略号)	備考
ごみ処理施設	46(01)	ごみ処理施設設計・施工	ごみ処理施設等の新設、基幹改造		機	機	
	46(02)	受入供給設備	受入供給設備の修理、交換 (脱臭ファン・ごみ投入扉・薬剤噴霧装置・計量機・エアカーテン・自動洗車装置・脱臭装置活性炭等)	脱臭装置活性炭交換工事、 エアカーテン更新工事、 プラットフォーム出入口扉更新工事	機	機	
	46(03)	燃焼設備	燃焼設備の修理、交換 (ホッパ付ごみ供給機・給じん機・シールダンパ・焼却炉・助燃バーナー・タクトバーナー・不燃物排出装置・不燃物振分コンベヤ・砂分級装置・砂循環コンベヤ・砂移送コンベヤ・新砂投入装置・灯油移送ポンプ等)		夕機清	夕機清	
	46(04)	燃焼ガス冷却設備	燃焼ガス冷却設備の修理、交換 (ボイラー関係・蒸気溜・高圧蒸気復水器・純水装置・薬注装置・缶水サンプリング装置等)	高圧蒸気復水器改良工事	機	機	
	46(05)	排ガス処理設備	排ガス処理設備の修理、交換 (集じん器・ガス調温室・脱硝反応塔・消石灰・活性炭供給装置・アンモニア供給装置・排ガス分析計 バグフィルター等)	排ガス処理設備改良工事 バグフィルター交換工事	機清	機清	
	46(06)	通風設備	通風設備の修理、交換 (押込送風機・二次押込送風機・誘引通風機・電油操作器・回転数制御装置・煙突・煙道・計装コンプレッサー・雑用コンプレッサー・除湿器等)		建と夕鋼機	建と夕鋼機	
	46(07)	灰出し設備	灰出し設備の修理、交換 (各炉ダスト搬出コンベヤ・ダスト振分コンベヤ・各ダスト排出機・共通不燃物搬送コンベヤ・磁選機・ダスト固化物分級機・共通ダスト搬送コンベヤ等)		機	機	
	46(08)	給排水設備	給排水設備の修理、交換 (工水系・上水系・機器冷却水系・再利用水系槽・ポンプ・装置等)		管	管	

区分	業種番号	申 込 業 種	内 容	工 事 例	許可を受けなければならない建設業の種類(略号)	経審を受けなければならない建設業の種類(略号)	備 考
ごみ処理施設設備工事	46(09)	排水処理設備	排水処理装置全般 の修理、交換		管	管	
	46(10)	余熱利用設備	余熱利用室全般・減温減圧装置・蒸気タービン関係 等の修理、交換	電力系統連系改良工事	電機	電機	
	46(11)	電気設備	電気設備関係等の修理、交換		電	電	
	46(12)	計装設備	焼却施設中央監視、データロガ、自動制御装置、各種センサ等の修理、交換	自動燃焼制御装置改良工事	機通	機通	
	46(13)	クレーン設備	ごみクレーン・灰クレーン・ホイスト 等の修理、交換	クレーン関係施設維持整備工事	機	機	

区分	業種番号	申 込 業 種	同時に申込 ができない 業種の番号	内 容	工 事 例	許可を受けなければならぬ建設 業の種類(略号)	経審を受けなければならぬ建設業 の種類(略号)	備 考
そ の 他 工 事	16	さ く 井		さく井機械等を用いて、さく 孔、さく井を行う工事又はこれ らの工事に伴う揚水設備設置 等を行う工事	温泉掘削工事、さく井工事、井戸築造工事	井	井	
	27	造 園 ・ 公 園 等		庭園、公園、緑地帯等の苑 地を築造する工事	公園設備、植栽、水景等の工事	園	園	
	31	ひ き 家 ・ 解 体	07	既存建物等の移動又は取り 壊し工事		建 と 解	建 と 解	
	32	消 火 設 備		消火設備、避難設備、消火活 動等に必要施設を設置又は 工作物に取り付ける工事	屋内消火栓設置工事、火災報知設備工事、 救助袋設置工事、二酸化炭素容器等更新工 事	消	管 機 通 消	
	33	電 話 ・ 通 信		有線及び無線等により電気通 信する設備を設置する工事、 放送機械等を設置する工事	電信電話線路設備工事、電話設備更新工 事、放送設備工事	通	通	
	36	内 装 仕 上		建築物の内装仕上げを行う 工事	防音工事、インテリア工事、畳修理	内 具	内 具	
	37	一 般 塗 装	07	塗料塗材等を工作物に吹付け 又は張付ける工事	塗装工事、建物外壁塗装	塗	塗	
	39	防 水		建築物の防水を行う工事	屋上防水工事	左 防	左 防	
	44	ポ ン プ 据 付 け		ポンプを据付ける工事(据付け るポンプの製作を含む場合あり)	排水機場ポンプ据付け工事、送配水ポンプ等 据付け工事	機 井	機 井	
	45	水 処 理 装 置		水処理(浄水場の浄水施設 や、排水処理施設)のための 設備及び装置を設置する工事	活性汚泥槽設備、浄水場洗浄設備、薬品注 入設備	機 水 清	機 水 清	
	48	エ レ ベ ー タ ー		昇降機等の製作及び取付	エレベーター設置工事、小荷物専用昇降機 設置工事、管理棟油圧式エレベーター更新 工事	機	機	
62	石 綿 処 理		吹付けアスベストの除去、封 じ込め、囲い込み工事		建 と 塗 内	建 と 塗 内	石綿障害予防規則(平成17 年2月24日厚生労働省令第 21号に定める石綿作業主任 者(特定化学物質等作業主 任者(平成18年3月31日まで に取得した者を含む。)並び に廃棄物の処理及び清掃に 関する法律(昭和45年法律 第137号)に定める特別管理 産業廃棄物管理責任者を直 接的かつ恒常的に雇用して いること	

区分	業種番号	申 込 業 種	同時に申込 ができない 業種の番号	内 容	工 事 例	許可を受けなければならぬ建設業の種類(略号)	経審を受けなければならぬ建設業の種類(略号)	備 考
その他 工事	69	シャッター		シャッター(よろい戸)工事	シャッター取替工事	具	具 機 建	
	79	運動器具設置		運動器具等の設置工事	フィールドアスレチック・バスケットゴール・トリムコース新設工事	と 機 園	と 機 園	
特 殊 工 事	99(07)	電 源 設 備		バッテリー等を用いて電力を供給する設備の工事	病院無停電電源設備改修工事、道路施設整備工事電源設備改修	電 通	電 通	
	99(08)	発 電 設 備		水・石油・太陽光等のエネルギーを電気エネルギーに変換する設備の工事	IC受配電自家発電設備工事、水車発電機製作、沿岸地域発電所設置工事	電 機	電 機	
	99(23)	自 動 ド ア 装 置		自動ドアを設置する工事	自動ドア修繕	具	具	